

## 長期安定的な発電事業の実施に向けた事業計画 (太陽光発電廃棄費用の内部積立制度関連)

カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、固定価格買取制度の調達期間終了後も発電事業を継続するため、必要な措置として以下の項目について検討を行っており、今後も検討を継続してまいります。

### 1. 調達期間終了後における再投資や発電事業継続に関する事項

- (1) 調達期間終了後においても、再エネ発電設備により発電した電気を小売電気事業者等に対して直接若しくは卸電力取引所を通じて売却するか、コーポレートPPA等による相対取引で売電、蓄電池の活用による安定した売電を行う等により事業を継続します。
- (2) 調達期間終了後も事業を継続するため、リパワリング等を通じ必要に応じて発電設備の更新・維持修繕を実施します。
- (3) 調達期間終了後の再投資計画等は、パネルの保証期間が25年から30年間程度であることを鑑み、当該期間満了までに具体化します。
- (4) 以上により、調達期間終了後も必要に応じて適切な設備更新を行い、発電事業の継続に努めてまいります。

### 2. 地域との共生に向けた取組に関する事項

- (1) 地域との共生に向けた取組等を今後も継続いたします。  
本投資法人第13期資産運用報告書ESGへの取組み他参照
- (2) 発電所建設に当たり周辺地域への皆様への説明はなされておりますが、今後も本投資法人が所有・運営する発電所に関わる地域社会の皆様との良好な関係を継続し、地域との共生を目指してまいります。

### 3. 対象設備

S-01 CS志布志市発電所	S-02 CS伊佐市発電所	S-03 CS笠間市発電所
S-04 CS伊佐市第二発電所	S-05 CS湧水町発電所	S-06 CS伊佐市第三発電所
S-07 CS笠間市第二発電所	S-08 CS日出町発電所	S-09 CS芦北町発電所
S-10 CS南島原市発電所 (東)、同発電所(西)	S-11 CS皆野町発電所	S-12 CS函南町発電所
S-13 CS益城町発電所	S-14 CS郡山市発電所	S-15 CS津山市発電所
S-16 CS恵那市発電所	S-17 CS大山町発電所 (A)、同発電所(B)	S-18 CS高山市発電所
S-19 CS美里町発電所	S-20 CS丸森町発電所	S-21 CS伊豆市発電所
S-22 CS石狩新篠津村発電所	S-23 CS大崎市化女沼 発電所	S-24 CS日出町第二発電所
S-25 CS大河原町発電所	S-26 CS福山市発電所	S-27 CS七ヶ宿町発電所
S-28 CS嘉麻市発電所	S-29 CSみやこ町犀川 発電所	S-30 CS嘉麻市第三発電所
S-31 CS山口市発電所	S-32 CS佐倉市発電所	

以上